

諮問番号：令和6年度諮問第4号

答申番号：令和6年度答申第6号

答 申 書

第1 審査会の結論

甲府市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和6年3月15日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく生活扶助費返還に関する処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求については理由があるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により本件処分は取り消されるべきであるとする山梨県知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

処分庁は、審査請求人の夫が死亡したことに伴い、令和3年10月14日、6か月間を限度として減少前の世帯人員に応じた住宅扶助費を支給することを決定したが、6か月経過後も死亡した夫の分を含めた住宅扶助費を支給していたため、法第63条に基づく本件処分を行ったところ、審査請求人が令和6年4月1日付け書面により、本件処分の取消しを求め、本件審査請求を行ったものである。

2 関連法令等の定め

- (1) 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない（法第25条第2項）。
- (2) 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、

健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる（法第28条第1項）。

- (3) 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。
- (4) 世帯人員が減少した場合の住宅費の認定に関し、「引き続き当該住居に居住する場合で、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては、世帯員の減少後6ヶ月間を限度として、引き続き減少前の世帯人員に応じた限度額を適用して差しつかえない」（生活保護手帳2023年度版問7-52）。
- (5) 保護の実施機関の誤りにより保護費の過払いが生じた場合であって、実施機関が誤りの発見後に再算定を行い、遡及的に正しい扶助額に変更する決定をすることは可能であるが、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当ではないので、最低生活費の遡及変更は、3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべき（生活保護手帳2022年度版問13-2）。
- (6) 法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである（生活保護手帳2022年度版問13-5）。
- (7) 法第63条は、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合についても、支給済保護費の返還金額についての根拠規定となる（生活保護法の解釈と運用P. 649）。

(8) 出納事務又は経理事務上の誤りにより支給してしまった保護費は、法律上の原因を欠いて支払われたものであるから、民法上の不当利得となるものである。これについては、民法（明治29年法律第89号）第703条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第159条により返納の処理がなされなくてはならない。

法第63条（決定処分をそのままにしておいて、後に保護に要した費用の返還を求める場合に適用）や、同法第80条（支給の根拠となっていた決定処分が後日変更されたために過渡分が生じた場合に適用）の適用はないものであるから注意されたい（生活保護運用事例集（東京都：2017）問11-12）。

(9) 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う（民法第703条）。

(10) 歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額及び資金前渡又は概算払をした場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない（地方自治法施行令第159条）。

3 前提事実

- (1) 審査請求人は、平成14年3月1日、生活保護の受給を開始した。
- (2) 処分庁は、令和3年10月12日に審査請求人の夫が死亡したことから、同月14日、世帯員減少で住宅扶助費を計算し、6か月間を限度として減少前の世帯人数に応じた住宅扶助費を支給することを決定した。
- (3) 処分庁は、令和6年2月21日、6か月経過後も住宅扶助費の変更を行っておらず、同年3月まで死亡した夫の分も含めた2人分の住宅扶助費を支給していたことを確認した。
- (4) 処分庁は、令和6年3月15日、法第63条に基づく返還金を決定し、

同月 22 日、審査請求人に返還金決定通知書を手交した。

- (5) 審査請求人は、令和 6 年 4 月 1 日、審査庁に対し、本件処分に関する審査請求を行った。
- (6) 審査庁は、山梨県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、令和 6 年 7 月 9 日付けで本件審査請求に係る諮問書を提出した。

4 争点

出納事務又は経理事務上の誤りにより支給してしまった保護費について、法第 63 条の規定を根拠とした返還金決定の行政処分を行ったことに、違法又は不当な点はあるか。

第 3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 住宅扶助費の減額措置を怠ったのは処分庁の瑕疵である。
- (2) よって、審査請求人に返還を求めるのは誤りである。

2 処分庁の主張

- (1) 令和 3 年 10 月 12 日に審査請求人の夫が死亡したことを受け、同月 14 日、世帯員減少で住宅扶助費の計算を行い、6 か月間を限度として令和 4 年 3 月まで、減少前の世帯人数に応じた額の住宅扶助費を支給することを決定した。
- (2) 6 か月を超えて、令和 4 年 4 月以降も令和 6 年 3 月まで減少前の世帯人数に応じた住宅扶助費を支給しており、〇〇〇〇円（過支給額）× 24 か月（対象月数）分の〇〇〇〇〇〇円の過誤払いが発生していた。
- (3) 過誤払いが過去の「決定」を遡及変更できる 3 か月を超えていることから、支給が済んでいる令和 4 年 4 月から令和 6 年 3 月までの期間について、法第 63 条による返還を求めることとした。

第 4 審理員意見の要旨

1 結論

本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

2 理由

- (1) 処分庁は、第2の2(4)を根拠に住宅扶助費の減額を6か月間猶予することを決定していることから、保護の程度の決定は正しく行われている。
- (2) 第2の2(7)で記載のとおり、法第63条は、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤った場合でも、支給済保護費の返還金額の決定についての根拠規定になるとされている。
- (3) 処分庁が6か月経過後に住宅扶助費の変更を行わなかったのは、処分庁の事務処理上の誤りが原因であるため、過払い分については、法律上の原因がなく、民法上の不当利得に該当することから、民法第703条及び地方自治法施行令第159条による返納処理がなされなくてはならない。
- (4) したがって、法第63条の規定に基づく本件処分は不適法である。

第5 審査庁の判断

審理員意見と同旨。

第6 調査審議の経過

令和6年 5月24日 審査庁から諮問書の提出
同年 8月13日 第1回審議
同年10月15日 第2回審議

第7 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分に係る争点について

- (1) 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないところ（法第63条）、法第63条は、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合についても、支給済保護費の返還金額についての根拠規定となるとされている（生活保護法の解釈と運用P. 649）。
- (2) 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負うとされ（民法第703条）、出納事務又は経理事務上の誤りにより支給してしまった保護費は、法律上の原因を欠いて支払われたものであるから、民法上の不当利得となるものである。これについては、民法第703条及び地方自治法施行令第159条により返納の処理がなされなくてはならないとされている（生活保護運用事例集（東京都：2017）問11-12）。
- (3) 本件についてみると、審査請求人の夫が死亡したことを受け、処分庁は、世帯員減少で住宅扶助費の計算を行い、6か月間を限度として減少前の世帯人数に応じた額を支給することを決定した。本来であれば、6か月が経過した令和4年4月の時点で保護決定（変更）通知により新たな保護費を通知するべきであったが、処分庁はこれを怠り、引き続き減少前の世帯人数に応じた住宅扶助費を支給し続けた結果、過誤払いが発生した。
- (4) 処分庁は、住宅扶助費の正しい計算がなされていなかったこと、過誤払いが発生した令和4年4月の時点で被保護者に資力が生じたことを理由に法第63条による返還金決定の処分を行ったものであるが、この過誤払いが生じたのは処分庁による出納事務又は経理事務上の誤りによるものにすぎず、法第63条の適用を受ける「急迫の場合等」及び「保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合」には当たらない。
- (5) 当該過誤払いは、法律上の原因を欠いて支払われたものであり、民法上の不当利得となるものと解されることから、民法第703条及び地方自治法施行令第159条による返納処理がなされなくてはならない。

3 結論

以上検討したところによれば、本件審査請求には理由があるから、「第1審査会の結論」のとおり答申する。

第8 付言

本件審査請求について、認容の裁決がなされた場合は、処分庁の法第63条による返還金決定の処分(本件処分)が取り消されることとなるが、処分庁は、改めて民法第703条及び地方自治法施行令第159条による不当利得返還請求を行うことが見込まれる。ついては、審査庁は、処分庁が今後の処分を行う際には十分な説明を行うよう、また、返還方法について審査請求人の生活実態が考慮されるよう意見を添えることが望まれる。

山梨県行政不服審査会

委員 關本 喜文

委員 小林 真理子

委員 吉澤 宏治